

神奈川県におけるPFIの活用指針

平成 12 年 9 月

総 務 部

目 次

	頁
P F I 導入の基本的な考え方	1
1 趣旨	1
2 P F I とは	1
3 P F I 活用の効果	4
4 P F I 実施に係る一般的なスケジュール	5
P F I の活用指針	6
1 P F I の活用対象事業選定の考え方	7
2 事業の適性かつ確実な実施の確保	1 1
3 透明性、公正性の確保	1 5
4 実施方針の策定	1 7
5 特定事業の選定	1 8
6 入札説明書作成の考え方	2 0
7 事業者選定の考え方	2 0
8 債務負担行為設定の考え方	2 5
9 契約書作成の考え方	2 6
1 0 契約議案の考え方	2 7
1 1 国の財政措置等	2 7
1 2 P F I 事業を推進するに当たっての留意事項	2 8
1 3 その他の検討課題	2 8
1 4 P F I 事業における事業部局との役割分担	3 2
P F I による事業手順	3 4

〔本活用指針は、関係各課との調整、総合評価一般競争
入札手順の検討などの結果により、順次改訂していく。〕

P F I 導入の基本的な考え方

1 趣旨

本県においては、少子・高齢化社会を迎え、新しい県民ニーズや社会状況の変化に的確に対応するため、「かながわ新総合計画21」を着実に推進しており、必要とされる社会資本の整備に取り組んでいるところである。

今日の財政状況の下では、従来 of 起債による社会資本の整備等を行うことについては、見直すべき時期にきており、本県では、起債について「10年以内に県債の新規発行額を税収等県が自ら確保できる財源の1割以内に抑制する」という目標を設定し、現在、その実現に向け県債の新規発行の抑制に努めているところである。

また、施設整備のコストをいかに削減するかという視点及び職員のコスト意識の両者を喪失させているという厳しい批判も聞かれるところである。

加えて、現在の複雑・多様な社会において、自治体の能力のみで全ての課題を解決することは困難であるとともに、行政自らが課題の全てに対応することは行政組織の肥大化を招くことが懸念される。

そこで、これまで公共が行ってきた事業分野について、民間に委ねることにより効率的なサービスの提供が可能なものについては極力民間に任せ、その豊富な資金や優れた経営能力、技術的能力を活用し、行政目的を実現すること、即ち、公共と民間の新たな役割分担を形成することが、今日要請されているところである。

また、このような新しい「官民の役割分担」は、行政改革の目的である「小さな政府」を実現する観点からも、今日及び将来において、積極的に推進されるべきものである。

そのために、本県では、施設整備等に民間の資金とノウハウを活用する目的で、従来、独自の方式としてリース方式による施設整備を検討していたところであるが、同様の趣旨による「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「法」という。）が、平成11年7月に成立、同年9月に施行されたことを踏まえ、今後、新たな社会資本整備の手法として、P F I (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) を積極的に活用することとする。

2 P F I とは

従来公共部門が対応してきた社会資本の整備や公共サービスの提供について、民間の資金やノウハウを活用するとともに、公共が負担していたリスクの民間への移転などにより、* V F M (Value For Money: バリュー・フォー・マネー: 公共資金の最も効果的な運用) を達成しつつ、公共サービスを提供することをいう。

* V F M とは、租税の対価として最も価値あるサービスを提供する考え方

(1) 民間の創意工夫の活用

P F I は、公共が対応していた社会資本整備や公共サービスの提供を民間に委ねる事業手法であり、公共部門の関与は必要最小限にとどめ、民間の創意工夫を積極的に導き出すように努める。

(2) 公共性の確保

P F I 事業においては、あくまでも公共事業を民間事業者に委ねるものであるから、できる限り事業を民間事業者に委ねたうえで、県民への公平なサービス提供や事業の継続性を確保するための遵守事項等を「契約」によって約定することにより、公共性の確保に努める。

(3) V F M の検証

P F I 事業は、V F M が達成されていることが必要となる。

V F M が達成されているかどうかは、従来型の整備手法により公的部門が直接事業を行った場合における公的部門のコストの推計値（P S C : Public Sector Comparator）よりも、民間事業者が行った場合の公的部門のコストが低下することを検証する必要がある。

P F I は事業のライフサイクル全体を視野に入れた事業方式のため、公的部門のコスト軽減については、当該公共サービス提供期間全体を通じた総事業コスト（*ライフサイクルコスト）で判断する。

* ライフサイクルコストとは、企画段階、建設段階、維持管理・運営段階の事業全体を通じたコストの総計（金利変動及び物価変動の影響を含む）

(4) リスク分担

P F I 事業は、実施主体は公共であるが、事業主体は民間事業者であるため、両者のリスク分担については、より適切にリスクを管理できる者がリスクを負担することによって費用を最小化することを原則とするが、契約によって想定されるリスクを明確化したうえで、公共が負担していたリスクを出来る限り民間に移転することとする。

(5) 収益性の確保

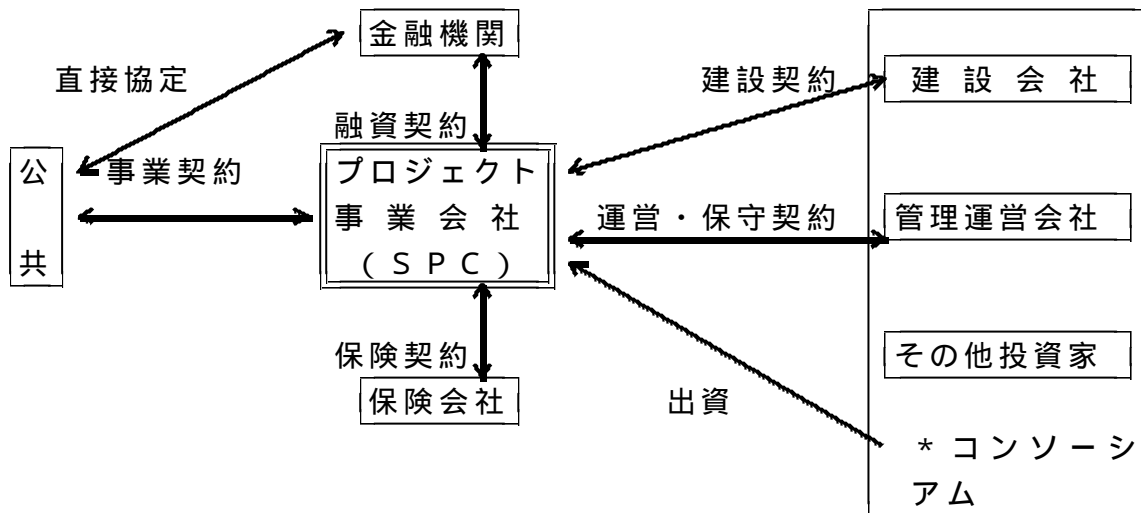
民間事業者が P F I 事業に参入する際のインセンティブは、リスクに見合った収益であることから、民間の資金やノウハウが公共サービスに発揮されるためには、民間事業者の収益の機会が確保される事業の枠組みの構築が必要となる。その際、民間事業者の経営能力に対する収益が妥当なものとなるよう、P F I 事業者が、競争において選定されることが必要である。

(6) P F I の仕組み

P F I 事業では、* プロジェクト・ファイナンスによる資金調達が想定されており、* S P C (Special Purpose Company: 特定目的会社) を設立して事業を実施することが一般的である。

また、P F I では、事業に参加する各主体間の関係は、全て契約により規定される。

一般的な P F I 事業の仕組みは、次のとおりである。



* プロジェクト・ファイナンス (Project Finance) とは、資源開発、大型プラントなどの巨大プロジェクト (事業) における資金調達手法。当該事業の収益で借入れの元利を返済する資金調達手法であり、融資等の対象事業の収益が不足し、返済が不能になった場合においても、基本的には当該事業実施会社の親会社に、返済義務は生じない。

このプロジェクト・ファイナンスにおける資金の調達方法としては、銀行からの融資や事業実施会社による株式の公開及び社債の発行など多岐にわたる。

* S P C とは、特定の事業を実施するために設立される会社。P F I においては、当該 P F I 事業を実施するため、S P C を設立するのが一般的である。

* コンソーシアム (Consortium) とは、共通の目的を持って結成される企業の集まり。「事業団」。

3 PFI活用の効果

PFIを公共施設の整備に活用した場合に、次のような効果が期待できる。

(1) 公共サービス水準の向上

PFI事業においては、利用者のニーズを把握し満足度を高めるような民間事業者の経営上のノウハウや技術能力を活用することができるため、公共サービス水準の向上が期待できる。

(2) 事業コストの削減

PFI事業においては、施設の「設計」から「建設」、「維持管理」及び「事業運営」を一体的に民間事業者に委ねることに伴い一括発注が行われること、仕様発注方式ではなく性能発注方式がとられること及び、事業全体のリスク管理が効率的に行われることから、事業コストの削減が図られる。

(3) 財政支出の平準化

PFI事業においては、県が直接事業を行った場合のように、施設の建設年次における大きな財政支出は発生せず、財政支出は契約期間全体にわたって平準化された形で、民間事業者にサービスの対価として支払われることになる。そのため、財政上の制約があるなかにあっても、複数の施設整備を同時に実施することが可能となり、社会資本整備等が進むとともに、期待される公共サービスの早期提供が可能となる。

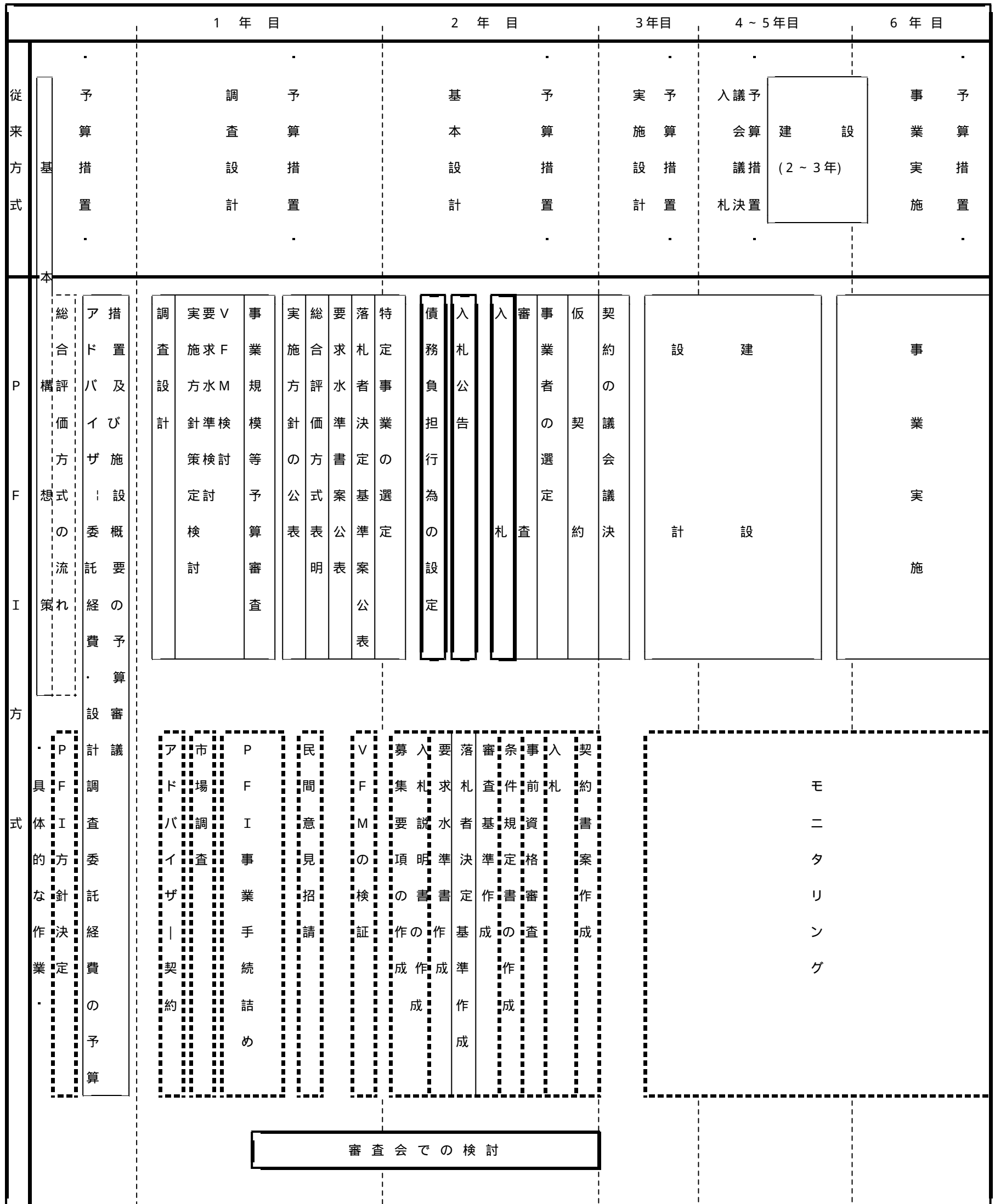
(4) 産業の振興

PFI事業は、従来、一般的に公共が行ってきた公共事業の分野を民間に新たな市場として開放することにより、民間事業者の事業機会が創出される。

また、事業者の資金調達にプロジェクト・ファイナンスの手法が取り入れられることから、新しいファイナンス・マーケットの創設が促され、金融機関の新たなファイナンス業務が生じ、資金調達手法が多様化することとなる。

この結果、民間事業者に新しい事業機会を提供することとなり、新規事業の創造をとおして国民経済の発展に寄与する。

4 PFI実施に係る一般的なスケジュール



P F I の活用指針

各部局における具体的な P F I 事業の実施に当たっては、法を受けて国の基本方針(平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。)を参考として、公共性原則・民間経営資源活用原則・効率性原則・公平性原則・透明性原則という* 5つの原則、客観主義・契約主義・独立主義という* 3つの主義の基本理念の下で推進することとする。

* 5つの原則

- ・ 公共性原則 --- P F I 事業は、長期間にわたり広域的な行政ニーズが高い公共性事業であること。
- ・ 民間経営資源活用原則 --- P F I 事業においては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。
- ・ 効率性原則 --- P F I 事業は、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであること。
- ・ 公平性原則 --- 特定事業の選定、民間事業者の選定においては、公平性が担保されるものであること。
- ・ 透明性原則 --- 特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されるものであること。

* 3つの主義

- ・ 客観主義 --- P F I 事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められること。
- ・ 契約主義 --- 県と民間事業者との間の役割及び責任分担等の契約内容を明文により明確にすることが必須であること。
- ・ 独立主義 --- 事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならないこと。

1 P F I の活用対象事業選定の考え方

P F I の導入に当たっては、事業部局において P F I 事業としての適性を検討し、財産管理課と調整後、「県有施設建築計画検討会議」において技術的検討を行ったうえで、県有地の有効活用及び県有施設の適正配置等に係る全庁的な調整の場である「県有地・県有施設利用調整会議」において、P F I 方式か従来方式かの検討を行い、同会議において P F I によることが方向付けられた事業について、V F M の検証を行うなどの P F I の手続を進めていくものとする。

(1) 対象事業の考え方

P F I 事業としての適性をはかる 9 つの視点

P F I 事業については、* 法2条に対象事業となる「公共施設等」が幅広く定義されており、基本理念を定めた法3条には「民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねる」と定められている。

P F I 事業として民間事業者に行わせることが適当と判断できる事業は、次の要素のいくつかに該当するものと考えられる。

- (ア) プロジェクトの領域が明確なもの(道路、鉄道、庁舎など)
- (イ) 運営収入が見込める事業であるもの(鉄道、水道、駐車場など)
- (ウ) 業績(アウトプット)の計測が容易なもの(鉄道、水道など)
- (エ) 建設段階よりも運営段階の比重が高いもの(文化会館、廃棄物処理施設など)
- (オ) 設計段階から民間事業者の創意工夫が可能なもの(庁舎、公営住宅、教育文化施設など)
- (カ) 民間事業者が資産を取得した場合、他の用途に転用可能なもの(宿舍、公営住宅など P F I 事業以外へ転用可能なもの)
- (キ) 民間事業者が実施に当たり、適切にリスクをコントロール可能なもの(文化会館、観光施設など商業ベースで対応が可能なもの)
- (ク) 事業環境の変動が激しいもの(文化施設など運営面の比重が高く利用者のニーズの変動要素が高いもの)
- (ケ) 県が直接実施した場合に、財政上の負担が大きいもの(鉄道などのように事業規模が大きいもの)

P F I 事業として検討する際には、これらの要素を勘案し、適性を判断するものとする。

* 公共施設等の整備等には、公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画に加え、国民に対するサービスの提供が含まれるものとされている(法第2条第2項)ので留意すること。

(2) 民間事業者の発案による事業

法第4条は民間事業者の発案による事業も想定しており、PFI事業に係る民間事業者からの発案については、県の事業計画との整合性、公共事業としての妥当性・必要性、前記9つの視点からの適性を検討した上で、実施することが適当であると認められる事業については積極的に取り上げていくこととする。

(3) 事業範囲の考え方

PFIは、民間事業者に対し、公共施設等の整備と同時に、当該施設の運営によるサービスの提供を一体的に委ねる手法であり、この導入に当たっては、県と民間事業者との役割分担を明確にして、PFI事業として実施する事業の範囲・内容を定めておくことが要求される。

PFI事業の考え方においては、民間事業者の自主性を尊重し、可能な限り事業を民間に委ね、法律等の規制や効率性などの理由から県で直接実施しなければならない部分についてのみ、県の事業範囲とする。

ア 設計の範囲

PFI方式においては、原則として民間事業者の基本設計及び実施設計を委ねる。なお、この場合においても、県が事業における諸条件を把握するため、*調査設計を実施することが必要である。

* PFI事業における「調査設計」は、次の内容について行う。

施設整備のための諸条件の把握

県が要求する性能水準の明確化

県が直接実施した場合の建設費（概算）の把握

* 県が基本設計及び実施設計を既に行っている場合

PFI事業として例外的な場合であり、この場合においても*VE (Value Engineering:バリュー・エンジニアリング)提案などを採用し、民間事業者の創意工夫の活用とコストの一層の削減に努めるものとする。(例：新衛生研究所、近代美術館新館)

* VEとは、機能、性能等を低下させることなく、ライフサイクルコストを縮減し、建築物及び工作物の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るための、原設計に対する改善案

イ 維持管理の範囲

維持管理の業務は、可能な限り民間事業者に委ねるものとする。

公の施設については、*自治事務次官通知(平成12年3月29日付け自治画第67号。以下「次官通知」という。)により、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさない民間事業者

に対しても、P F I 事業においては包括的に下記の業務を行わせることを可能としていることに留意すること。

- ・ 施設の維持補修等のメンテナンス、警備、施設の清掃、展示物の維持補修、エレベーターの運転、植栽の管理のような事実上の業務 等

* 別添「次官通知」参照

ウ 運営の範囲

施設の運営は、可能な限り民間事業者に委ねるものとするが、法律や国の基準等により県が事業主体になることが定められているもの、サービスの効率性などから県自らが事業主体となった方が良いものなどについては、県が直接運営を行う。

施設の運営を県が直接実施する手法は、いわゆる庁舎 P F I の手法であり、施設の設計、建設及び維持管理を民間事業者が行い、事業の実施や運営は県が行うもので、比較的導入しやすい手法とされている。

本県では、「県立保健医療福祉大学（仮称）」や「新衛生研究所」をこの手法で実施している。

エ 事業者選定方法

P F I 事業における事業者の選定方法は、原則として総合評価一般競争入札方式を用いることとする。

事業者選定方法については、事業の規模から W T O 政府調達協定に該当する調達行為となる場合があるため、財産管理課と協議して決定する。

(4) 県の関与

P F I 事業は、民間事業者のノウハウ、アイデアを活用し、より質の高いサービスを提供しようとするものであるから、民間事業者が創意工夫を発揮できるように、事業の実施に当たっては自主性を尊重し、県の関与は必要最小限にとどめることとする。

なお、P F I 事業は公共サービスそのものであることから、適切なサービスの水準が維持されているか、県は常にモニタリングを行うものとする。

(5) 事業形態の選定

P F I 事業は、公共の関与の仕方によって、一般的に次の3つのタイプに分けられる。事業形態の選定に当たっては、事業内容を勘案し最も効果的で効率的なサービスが提供できる形態を選定する。

類 型	公共関与の方法	内 容	事 例
独立採算型	公的負担なし	政府からの事業許可に基づき民間が施設を建設し、事業を運営する。 コストは利用料金収入によって回収する。	有料橋
サービス提供型	公共がサービスの対価を支払う	民間セクターが施設を建設・運営し、主として公共セクターからの収入によりコストを回収する。	大学、研究所 美術館、病院 一般道路
ジョイント・ベンチャー・型	補助金等の公的支援制度を活用	官民双方の資金を用いて施設を建設するが、事業の運営は民間が主導する。	再開発、鉄道
官民の独立共存事業	施設の建設・管理は民間事業者が行い、サービスの提供は公的部門が行うケース		医療施設
公的部門による料金補助	料金が政策的に低く設定されている場合等においてその一部を公的に補助するケース		有料道路、有料橋
公的部門による事業費の一部負担	初期投資額が大きく、事業期間内での回収が困難な場合等において、公的部門が事業費の一部を負担するケース		鉄道、

(6) 事業手法の選定

P F I の事業手法は、B O T (Build Operate Transfer:ビルト・オペレート・トランスファー) が一般的な手法として紹介されているが、事業の内容によって次の手法の中から、最も適したものを選定する。

ア B O T : 施設を建設 (B : ビルト) し、一定の事業期間の運営 (O : オペレート) を行い、事業終了後、施設を県へ譲渡 (T : トランスファー) する方式。

イ B T O (Build Transfer Operate:ビルト・トランスファー・オペレート) : 施設完成後、施設の所有権は県へ移転し、一定の事業期間その施設の維持管理、運営を民間事業者が実施する方式。

ウ B O O (Build Operate Own:ビルト・オペレート・ OWN) : B O T 方式における最終段階において、施設の県への譲渡を想定しない方式。

2 事業の適正かつ確実な実施の確保

適正な事業を確保するために専門的なアドバイザーを活用するなど、次の事項について留意する必要がある。

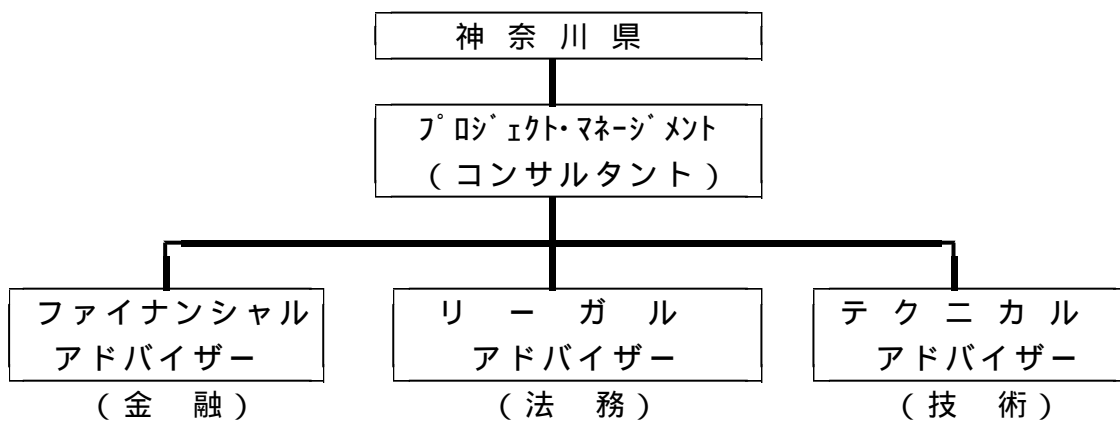
(1) アドバイザーの活用

P F I 事業においては、民間事業者との契約により事業の内容、範囲や、当該事業における官民の役割・責任の分担を具体的に定める必要がある。

また、事業の実現性、コストについては、資金調達方法などが大きく関わってくるので、その実施に当たっては、法律、金融等の分野で専門的な知識・ノウハウが要求される。

そのため、専門的知識を有する者の的確な助言を受けながら、手続を進める必要がある。

アドバイジング体制のイメージ



P F I におけるアドバイザーの役割としては、次のような事項に関する業務があげられる。

ア 事業の範囲、資金調達等事業の仕組みの検討

イ 実施方針の作成・支援

ウ V F M の評価

- ・ 公共が直接実施する場合の費用 (P S C) の積算支援及び P F I で実施する場合の費用の積算
- ・ 特定事業の選定書類作成支援 等

エ 入札説明書及び入札提案に係る審査基準の作成

オ 入札提案書の審査

応札する民間事業者の企業能力、適格性の評価の支援や入札提案書の

内容に関する整理・評価の支援

カ 契約書等の作成

契約条件の整理及び契約書の作成に係る支援

(2) 県と民間事業者との責任分担、リスク分担の明確化

P F I 事業において、行政サービスを最小の費用で効果的に実行するため、「民間で出来るものについては、民間に委ねる」の考え方に立ち、行政の関与を最小限にとどめ、事業主体である民間事業者にリスクをできる限り移転するものとするが、具体的には「契約」において県と民間事業者との役割、責任、リスクの分担を明確に定める。

このため、事業計画段階において、民間事業者に委ねる事業の範囲を明確にしておく。

(3) 事業の円滑な実施の確保

ア モニタリング

県は実施主体として、P F I 事業者の事業を監視する必要がある、性能発注方式をとっていることから、提供されるサービスの水準、施設のメンテナンス状況等を監視（モニタリング）することを「契約」で明確に定めておく。

イ 協力企業の把握

県は実施主体として、事業実施の確実性を確保するため、P F I 事業者が事業実施に当たり活用する*協力企業を把握しておく必要がある。

協力企業の把握は、P F I 事業への応募段階、事業者の選定後及び工事開始直前の各段階において行う。

* 県立保健医療福祉大学の事業における協力企業の把握は、別添資料集「ヒアリング通知」参照

(4) 事業支援措置の活用

P F I 事業においては、法により国の支援措置（法第13条～第16条）が盛り込まれており、県としても事業コストの削減による財政支出の低減化を図るためには、対象事業に関して設けられている国の財政的支援や政府系金融機関等による金融上の支援を積極的に活用することが有効であり、この支援措置を活用することでより一層のV F Mが達成される。

このため、この支援措置については、実施方針及び入札説明書においてその適用の条件、具体的な内容を可能な限り明確に示すことが求められ、事業部局において、関係省庁等と事前に協議し、内容の把握に努めるとともに、可能性について検討する。

ア 国庫補助負担金について

P F Iにおいては、県が事業を発注して負担する費用は、民間事業者の行う公共サービスの対価（サービス提供型としては：民間事業者が自ら資金調達し設計、建設、運営する事業により提供されるサービスの対価）だけであり、基本的にはその他の費用の支払いを行わないのが原則である。

しかし、P F Iを実施するに当たり行う、V F Mの検証に際して、既存の国庫補助制度がある事業の場合、いかに民間のノウハウを活用したとしてもP F Iで事業を実施する場合の県の負担と、国の補助金を得て従来方式で事業を実施する場合の県の負担とを比較すると、県の負担する費用の効率性は補助を受ける従来の方が高くなるものとなる。

その結果、P F Iが県にとっていかに良い制度であったとしても、P F Iを手法として採用することは不可能となる。

このため、具体的なP F I事業に対する国庫補助負担制度がある場合は、P F I事業にあっても県が直接事業を実施する従来の方と同様、国の補助が受けられるよう、国に要望していくことが必要である。

イ 日本政策投資銀行等による融資について

P F I事業者が受けることができる日本政策投資銀行の無利子、低利融資及び（財）地域総合整備財団（ふるさと財団）の地域総合整備資金貸付け（ふるさと融資）については、できる限り活用する必要がある。

また、日本政策投資銀行の無利子融資を受けるに当たっては、P F I手法を用いる事業の所管省庁による対大蔵省及び対日本政策投資銀行への要求手続きが必要であるため、十分所管省庁との連絡調整を図るものとする。

ウ 地方交付税措置等について（11 国の財政措置等28ページ参照）

事業対象の施設が、地方交付税の算定対象となるかなどの把握に努める。

また、P F I事業に関しては、自治省大臣官房企画室が自治省における窓口となっている（次官通知第1の5）ことから、事業実施に当たり連絡調整を図るものとする。

(5) 事業破綻時の処理

P F I事業においては、公的サービスの安定的供給を確保するため、想定される事業の継続が困難となる事由を具体的に列挙し、事業の修復に関する方法や手段について、事業破綻時における県と民間事業者との対応として、* 介入権、契約解除、事業引継、施設の移管等、それぞれの適切な措置を契約において具体的かつ明確に約定することが必要である。

* 介入権とは、事業者の適切なサービス供給を確保するため、発注者や事業者に融資している金融機関等が事業者の業務に介入することがある。この場合の発注者や金融機関等の権利を「介入権」という。

発注者の介入権が行使される場合は、一定期間、事業者の権利・義務を発

注者が引き継ぐことになる。

金融機関等の介入権は、発注者との協定(直接協定)により、発注者から認められるものであり、金融機関等の債権保全の観点から、金融機関等が自ら事業に介入し、事業者の交替などにより事業の建て直しを図ることを目的としたものである。

ア 事業破綻が民間事業者の事由による場合

(ア) 事業修復に係る措置

- ・ P F I 事業者により事業の修復が可能な場合には、事業者に一定期間の事業修復の機会を与え、事業を修復させる。
- ・ P F I 事業者自らによる事業修復が困難な場合、県と金融機関等とで*直接協定(Direct Agreement:ダイレクト・アグリーメント)を締結しておくことにより、事業者へ資金を融資している金融機関による介入権を行使させ、当該 P F I 事業の修復を図る。
- ・ P F I 事業の公共性が高い場合には、県における一時的、緊急避難的な介入も想定され、県は介入後速やかに、金融機関等との調整のうえ、新たな事業者により事業の修復、継続を図る。

* 直接協定とは、県と金融機関等の間で締結される契約であり、事業遂行に支障が生じた場合に、金融機関等に事業修復の機会を与え、事業継続を担保するために締結する。

(イ) 契約の解除

一定期間内に事業が修復されない場合、県は民間事業者との契約を解除する。この場合、県は事業継続の要否を判断し、事業の継続が不要である場合は事業の精算手続に入ることになる。

また、事業の継続が必要な場合は、破綻事由を総合的に勘案し、県が一定の価額で事業資産の買収等を行う。

イ 不可抗力

不可抗力による事業の破綻は、県及び民間事業者ともに負うべき責任がない場合であるが、サービスの提供を受ける県民に配慮し、予め契約で定める処理方法により措置を行う。

3 透明性、公正性の確保

(1) 事業の各段階における公表

P F I 事業においては、法に定める事業実施の手続において透明性、公正性を担保するため、法第5条第3項における「実施方針の策定」、法第8条における「特定事業の選定」及び「民間事業者の選定」に関する「客観的な評価の結果」など、各段階における「公表」が義務づけられている。また、基本方針の前文においても、P F I 事業は「特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない(透明性原則)」としている。

公表に当たっては、記者発表はもとより、インターネットの活用など本県の情報提供手段を活用するものとする。

ア 実施方針の策定

公平性、透明性の確保の観点から、早くかつ広く当該事業の情報の周知を図るため、実施方針を公表する必要がある。

相当程度の具体的内容を備えたものであれば、事業内容の検討の進行に従って順次詳細化して補完することも認められている。

(基本方針-2(3))

民間事業者の発案に対しても同様の措置をとることとし、実施方針の策定に至らなかった場合においても、判断の結果及び理由を公表する。

(基本方針-4(3))

イ 特定事業の選定 (V F M の評価)

特定事業の選定を行ったときは、その判断結果を、評価の内容と合せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないときも同様とする。

(基本方針-3(4))

公表に当たっては、事業実施に当たっての透明性、公正性確保の観点から、コスト算出による定量的評価、事業者へ移転するリスク調整、

P F I 事業として実施することの定性的評価を実施した上で、総合的評価の各評価結果における最終金額を公表する。

ウ 入札説明書及び落札者決定基準(総合評価一般競争入札の場合)

入札説明書を策定したときは、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、入札の公告を行う。

総合評価一般競争入札により事業者を選定する場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定に基づき入札の公告と同時に落札者決定基準を公表する。

落札者決定基準は、入札参加者の中から落札者を選定するための基準であり、

- ・ 事業者の計画や事業に関する考え方等の実現可能性
- ・ 資金調達、確実性、安全性
- ・ 運営、サービス水準
- ・ 品質
- ・ 技術要因（安定性、革新性）
- ・ 価格

等について、客観的な評価基準とするため、各評価項目を点数化するなどして公表する。

エ 民間事業者の選定

民間事業者の選定を行ったときは、その結果、評価基準及び選定過程の透明性を確保するために必要な資料を速やかに公表する。

審査会での選定が行われた後に、落札者等との契約手続に時間がかかる場合は、審査会としての結果及び講評を公表するなどの工夫を行う。

民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合も同様とする。

(基本方針二1(8))

オ 契約の締結

民間事業者との間で締結した契約書は、公開する。

ただし、設計や施行上のノウハウ、企画や運営面でのノウハウなど、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、除外する。

(2) 民間事業者の募集及び選定

民間事業者の募集及び選定に当たっては、学識経験者を主体とした審査会を設置し「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき、手続の透明性を確保した上で実施する。

(3) 議会の議決

ア PFI事業においては、事業期間全体に係る事業費に対して債務負担行為を設定する。
(25ページ、債務負担行為設定の考え方参照)

イ 民間事業者とのPFI契約の締結に当たっては、PFI契約の予定価格のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた金額が5億円以上である場合は、法第9条及び同法施行令の規定により議会の議決が必要となる。

(27ページ、契約議案の考え方参照)

4 実施方針の策定

P F I事業の実施に当たっては、基本方針にのっとり、法第5条の規定により「実施方針」を定める。

(1) 実施方針策定の考え方

事業実施に際して、公平性及び透明性の確保の観点から、事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定及び公表をなるべく早い段階で行う。

(2) 実施方針の策定に当たっての留意事項

ア 実施方針において、当該事業における県の関与、想定されるリスク及びその分担をできる限り具体的に明らかにする。

イ 民間事業者にとって事業への参入のための検討が容易になるよう、当該事業の内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載すること。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的な内容を備えていれば、事業内容の検討の進行に従って順次詳細化し、補完することも可能である。

ウ 民間事業者の事業への参入のための検討が容易になるよう、実施方針の中で、事業の実施に当たって必要な許認可等及び事業者が行い得る施設の維持管理または運営の範囲、適用可能な事業者への補助金、融資等について具体的な内容をできる限り明らかにする。

(3) 実施方針に定めるべき事項

実施方針に定めるべき事項は、次のとおりである。（法第5条第2項）

ア 特定事業の選定に関する事項

イ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

ウ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

エ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

オ 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

カ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

キ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

ク その他特定事業の実施に関し必要な事項

* 実施方針の策定に当たっては、別添資料集「実施方針」を参照

実施方針と併せて策定すべき資料は、次のとおりである。

ア 要求水準書案（仕様書案）（県財務規則第42条の2）

要求水準書案は、県として要求するサービス水準の内容を定めたものであり、必ず実施方針と同時に公表する。

* 要求水準書の作成に当たっては、別添資料「要求水準書」参照

イ 落札者決定基準案

落札者決定基準案は、実施方針公表後、入札公告までの間に公表する。

ウ 条件規定書案

条件規定書案は、県として提示する契約書の骨子であり、落札者決定基準案と同様、実施方針公表後、入札公告までの間に公表する。

* 条件規定書案の作成に当たっては、別添資料「条件規定書案」参照

(4) リスク分担の考え方

P F I 事業は、県と民間事業者との間において適切にリスクを分担することにより、事業全体のリスク管理のための費用の最小化を図るものであり、想定されるリスクの分担は、事業の内容・範囲等を勘案して整理し、効率的なリスク管理を行う。

* リスク分担表の作成に当たっては、別添資料集「実施方針のリスク分担表」を参照

5 特定事業の選定

実施方針を定めた事業について、P F I 事業としての実施を決定することを「特定事業の選定」といい、P F I 事業として実施することにより、公共施設等の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できるかの判断により行うものである。この判断を行うための検証がV F Mである。

(1) V F Mに当たったの考え方（基本方針-3(1)(2)(3)）

ア V F Mは、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一水準にある場合においても公共サービス水準の向上を期待することができること等を選定の基準とする。

イ 県の財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係

るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。)と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価する。

ウ 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと。

エ V F Mの具体的検証に当たっては、事業の概要を基に、県が直接実施する場合及びP F Iで実施する場合の前提条件を整理し、コスト算出による定量的評価、事業者へ移転するリスク調整、P F I事業として実施することの定性的評価を実施した上で、総合的評価を行って検証する。

コスト算出による定量的評価

事業の実施期間全体に係るコストの比較であり、県が直接事業を実施した場合の公共負担額とP F Iで実施する場合の公共負担額を積算し、適切な割引率を用いて現在価値に換算した上で、それぞれの公共負担額(コスト)を比較する。その比較の結果、P F Iによる場合にどれだけ負担額が軽減されるかが評価結果となる。

事業者へ移転するリスク調整

当該P F I事業において、県から民間事業者にどれだけのリスクが移転され、その想定額がどれだけの金額になるかを評価するものであり、このリスク調整の結果の額を のコストの総額に加えて判断する。

P F I事業として実施することの定性的評価

コスト算出の結果やリスク調整の結果のように、定量化は困難であるが、P F Iの手法を採ることにより、事業実施の時期が早まることや効率的で機能的な施設となることへの期待などを評価するものであり、最終判断となる総合的評価を行う上での判断材料の一つとなる。

総合的評価

～ の評価の結果を踏まえ、県が直接実施する場合とP F Iによる場合とを総合的に比較して判断する。

(2) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断結果を、評価の内容とあわせ、速やかに公表する。

公表に当たっては、事業実施に当たっての透明性、公正性確保の観点から、評価に当たっての前提条件を示した上で、(1)に示した4項目

コスト算出による定量的評価

事業者へ移転するリスク調整

P F I事業として実施することの定性的評価

総合的評価

を行い、各評価結果における最終金額を公表する。

* 特定事業の選定に係る公表に当たっては、別添資料集「特定事業の選定」を参照

6 入札説明書作成の考え方

募集に当たっては、実施方針に基づき、民間事業者の創意工夫が極力発揮できるよう、提供されるべき公共サービスの水準を示す性能発注方式を基本とする。

そのため入札説明書は、県が求めるサービスの水準を文章で表示することとなる。

民間事業者に対しては、入札説明書で示した事業について質問の機会を与える。この*質問及び県が行う回答に当たっては、公平性、透明性を確保するため、全て書面により行い、その内容は原則として民間事業者に公開する。

事業者からの応募書類には事業者の創意工夫が盛り込まれていることに鑑み、選考から外れた事業者のアイディアは当該事業者が他の事業に提案することもあり得るため、事業者として選定されなかった民間事業者の応募書類は、事業者の選定後応募者に返却することを入札説明書に明記する。

* 質問回答の例は、別添資料集「質問回答」を参照

7 事業者選定の考え方

事業者の選定に当たっては、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保して実施する。なお、事業者の選定に際しては、民間事業者の創意工夫が最大限に発揮されるような選定手法を用いることとする。

事業者の選定手法は、PFI契約が、価格のみならず、維持管理または運営の水準、リスク分担のあり方、技術的能力、企画能力等を総合的に勘案する必要があることから、原則として総合評価一般競争入札を用いることとする。

(次官通知第5-1)

事業者の選定は審査会において行うこととし、総合評価一般競争入札の場合には、入札に伴う地方自治法上の手続を実施する。

(1) 総合評価一般競争入札方式

入札における落札者の決定において、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式である。

地方自治法施行令の改正(平成11年2月17日公布、同日施行)により可能になった方式であり、同法施行令第167条の10の2の規定により「落札者決定基準」を定め(同条第3項)、入札の公告時に「公告」すること

(同条第5項)などが要求されている。

なお、本県においても、平成12年4月1日付けの「神奈川県財務規則」の改正により導入されている。

(2) 落札者決定基準の考え方

総合評価一般競争入札において、落札者の選定に当たって地方自治法により定めることとされている基準であり、PFI事業者の選定に当たっての透明性、公正性を確保するため、設定するものである。

落札者決定基準は、実施方針、要求水準書で示した要求するサービスの内容、確実性、価格などを評価項目として設定し、各項目ごとに各提案書を評価し、採点するための配点を設定するものである。

落札者決定基準は、入札の公告と同時に公表するものであり、民間事業者はこの基準を基に提案書を検討・作成し、入札に参加してくる。即ち、この基準は、民間事業者が入札に参加して落札者を目指す方策を練るための検討材料となる。

ア 落札者決定基準作成に当たっての留意事項

評価項目は、定量的に表示し得るものは数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

イ 得点配分

落札者決定基準における得点配分は、評価項目の必要度、重要度に応じて決定する。

ウ 設定項目

事業により設定項目も変化するが、概ね次のような項目が考えられる。

価格（ライフサイクルコスト）

運営、サービス水準

品質

事業者の計画や事業に関する考え方等の実現可能性

資金調達、確実性、安全性

技術要因（安定性、革新性）

等

エ 民間事業者の意見招請

落札者決定基準は、県が一番優れた提案を選定するための基準であり、事業に民間の創意工夫を反映させるため、また、民間事業者が入札に参加するに際しての方針を立てる材料ともなることから、要求水準書とともに案の段階において公表して、民間事業者からの意見を聴取し、民間事業者からの意見を反映させることが望ましい。

(3) 審査会

審査会は、県が実施するPFI事業における事業者を、競争性、公正性、透明性を確保して選定するために設置する。

また、審査会は、県が実施するPFI事業の事業者選定を統一的に進めるため、恒常的な組織とし、その運営等は*「神奈川県PFI事業者選定審査会の設置及び運営に関する要綱」に定める。

* 参考資料「神奈川県PFI事業者選定審査会の設置及び運営に関する要綱」参照

ア 審査会設置の必要性

(ア) PFI事業は、従来の施設整備事業とは異なり、県が直接提供していた公共サービスについて、民間事業者の持つ運営能力、経営能力を活用し、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体として民間事業者に委ねることにより、効率的かつ質の高い公共サービスを提供するものである。そのため、事業全体を通して利用者である県民への説明責任が求められており、特に事業者選定に当たっては、公正性、透明性の確保が強く求められる。

(イ) PFI事業にあつては、施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間事業者のノウハウが活かされるよう、発注方式は細部まで仕様を定めた仕様発注方式ではなく性能発注方式であること、事業分野ごとに発注する分割発注方式ではなく、設計、建設、維持管理及び運営までの一括発注方式であること、事業者の資金調達面から事業の実現性の検討が必要であることなど、審査に当たって各分野にわたる専門性が強く求められる。

(ウ) PFI事業が一般的に巨額なプロジェクトであること、また、長期継続的な事業であることから、民間事業者は、新たなビジネスチャンスと捉え、多額の費用を費やして応募してくるなど、事業者間において、熾烈な競争が行われる。このため、PFI事業においては、事業者の選定に際して様々なトラブルの発生も予想されることから、これらを防止するためにも公正な手続の下に審査が行われる必要がある。

イ 審査会における審査の視点

(ア) 公正性、透明性の確保

PFI事業は、民間の資金やノウハウを活用し、財政資金の効率的な活用と質の高い公共サービスの提供を目指して、公共サービスを民間に委ねるものであり、市場競争原理の下で民間事業者の自由な競争を確保するため、審査会においては、事業者の選定経過・結果に公正性、透明性が強く求められる。

(イ) 経営、技術面での専門性の確保

PFI事業は、性能発注、一括発注の方式により事業者を募集し、

民間の技術的能力や創意工夫を活用する、従来の設計コンペにおいて審査されていた、民間事業者からの提案に対しての効率性、先見性、合理性、実行可能性などに加え、資金計画の妥当性、事業に適用した場合の有効性等の判断など、技術面のみならず運営・経営に関する専門的知識が求められることから、審査会の委員には対象とする個別の事業や建築関係の専門家に加え、PFI事業や金融関係などの専門家も必要である。

(ウ) 県として要求する性能の確保

実施方針等により要求しているサービス水準（施設の内容、県の利用方針・使い勝手など）の性能と財政資金の効率的活用の検討を行うことが必要である。

ウ 審査会の組織

上記イの視点をふまえ、審査会は恒常的な組織として、委員は学識経験者と県の職員を構成員とし、一部常任の委員を置く。

エ 審査会の委員の構成

(ア) 審査会の委員は、常任の委員と事案に応じて選任する委員をもって構成する。

(イ) 審査会の委員は奇数名とし、PFI事業の選定や事業者選定の過程、結果に対する透明性、公正性を確保するため、過半数は*外部の委員とする。

(ウ) 県職員の常任委員は、県政全般の事業調整の視点から総務部次長、同じく県有施設整備の技術的視点から総務部技監の2名とする。

外部の常任委員は2名とし、1名はPFI手法に精通した学識経験者から選任し、他の1名は金融実務に精通した学識経験者とする。

(イ) 常任委員の任期は、原則として2年とする。常任委員は、任期末において継続している事案があるときは、審査の統一性を確保するため、当該事案の審査が終了するまでの間、任期を延長できるものとする。

(オ) 事案に応じて選任する委員は、次のとおりとする。

県職員の委員は、事業担当部局長を充てる。

外部委員は、当該事業内容に精通した学識経験者、建築・設備関係の学識経験者、地元自治体関係者などの中から選任する。

(カ) 事案に応じて選任する外部委員については、事業担当課が財産管理課に推薦するものとする。

* 本審査会の外部委員は、地方自治法施行令により義務づけられている学識経験者を兼ねる。

総合評価一般競争入札を実施するためには、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則第12条の3第2項の規定により、学識経験者2名以上の意見を聴取することが義務づけられている。

オ 審査会の委員長及び副委員長

委員長及び副委員長は、事業者の選定に際しての透明性、公平性を確保するため、外部委員とする。

- (ア) 委員長は、PFI事業者の審査においては、PFI事業として総合的な判断が必要であることから、PFIに精通した学識経験者の委員を充てる。
- (イ) 副委員長は、委員長が学識経験者の委員の中から指名する

カ 審査会の所掌事務

(ア) 事業者の選定に関する事項

- ・ 事業者選定方式の検討・意見表明
事業者選定方式として、総合評価一般競争入札方式を採用する場合は、その適否を検討し、地方自治法施行例第167条の10の2の規定に基づく学識経験者の意見聴取手続きとしての意見を表明する。
- ・ 落札者決定基準の検討・策定
事業者選定の基準となる「落札者決定基準」を検討、策定する。
- ・ 入札書の審査、評価
入札書（提案書）の内容を審査し、県が要求するサービス水準（施設の内容、県の利用方針・使い勝手など）について、性能及びコストについて総合的に評価する。
- ・ 優秀提案者の選定
入札書の審査の結果、県にとって最も有利な申し込みをした者を選定し、知事に報告する。

(イ) その他PFI事業推進に関する意見聴取

- ・ 実施方針
- ・ 特定事業の選定（VFMの検証）
- ・ 入札説明書

キ 審査結果の公表

(ア) 審査会として公表する事項、時期などは、審査会が自ら決定することができる。

(イ) 事業者の選定（協定の締結時）が行われたときは、PFI法第8条の規定に基づき速やかに結果及び経過を公表するため、結果として審査会の結果及び経過を公表することとなる。

なお、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは除く。

ク 情報の管理

(ア) 審査会は、非公開とし、委員は、審査会の公正性、公平性を確保するため、審査の過程において知り得た情報については、公表してはならないものとする。ただし、法の手続等により県が公表したものについては、

公表できることとする。

- (イ) 事務局員、アドバイザーその他審査会の場に出席した者は、審査等を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、法の手続等により県が公表したものについては公表できる。
- (ウ) 審査会における審査の経過については、神奈川県情報公開条例の対象となる（附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱第5条及び同要綱運用通知）ことから、公開を前提として議事録（要旨）を整備しておくこととする。

ケ 事務局

- (ア) 事務局は、総務部財産管理課に置く。
- (イ) 建築工事課及び建築設備課の両課は、事務局に参加して技術面に関する支援を行う。
- (ウ) 事業担当課は、事務局に参加し、財産管理課、建築工事課、建築設備課とともに資料作成等を行う。

8 債務負担行為設定の考え方

PFI事業においては、事業期間全体に係る事業費の総額について、債務負担行為を設定する。なお、*債務負担行為の設定額は、「特定事業の選定」において公表した金額よりも、現在価値への換算のため設定した割引率の分だけ、高額になることに留意する。

債務負担行為の設定額は、事業者との契約金額（予定金額）であり、その内容は、建物等の建設・取得に関する費用と維持管理・運営に関する費用である。

これらの金額は、建物等の建設・取得に関する費用については「金利」、維持管理・運営に関する費用については「インフレ率」という、将来にわたる未確定要素を含んだ中で算定された金額であり、契約の内容により金利や物価動向などにより、債務負担行為として設定した限度額を超える事態が生じることも考えられ、将来的に、債務負担行為の再設定があり得ること。

金利については、契約における支払い条件によるが、金利の変動により支払額を変更する契約とする場合は、過去10年程度の平均値をもって算定するなど、ある程度、将来の金利上昇に対処できる金利設定をすることが望ましい。

債務負担行為は、入札公告前に設定するものであり、特定事業の選定（VFMの検証）結果に基づき、適切な金額を限度額として設定する。

債務負担行為の設定と仮契約との関係

仮契約は、契約の予約の性質をもつことから、仮契約の締結は支出負担行為の一連の事務に該当し、所要の経費を予算計上した後でなければ、仮契約を締結することはできないものであり、仮契約の締結前に予算措置

(債務負担行為の設定)をする必要があることに留意する。

契約の議案と債務負担行為の設定

議会の議決を要するPFI契約の議案を議会に提出するに際しては、債務負担行為の設定を行い仮契約を締結することが原則である。

9 契約書作成の考え方

PFI事業の契約においては、事業期間中に起こりうる事態について予め
* 契約書に明記しておくことが要求されることから、契約書の作成に当たっては、次の事項に留意する。

特に、県と民間事業者との責任及びリスクの分担に関しては、事業主体である民間事業者にできる限りリスクを移転するものとするが、リスクを最もよく管理できる者が負担すること及びその内容が商取引の場において許容される内容であることが重要である。

* 契約書の例は、別添資料集「契約書」を参照

- (1) 具体的かつ明確な取決め (基本方針三2(1))
事業実施に係る責任とリスクの分担、その他契約当事者の権利義務を定めるため、できる限り曖昧さを避け、具体的かつ明確に取り決める。
- (2) 契約当事者双方の負う債務の詳細及び履行方法等 (基本方針三2(2))
事業者により提供されるサービスの内容と質、提供されるサービス水準の測定と評価方法及び県が支払うべき金額とその算定方法等の当事者双方の負う債務の詳細及び履行方法について定めるとともに、当事者がこの契約に違反した場合の措置を定める。
- (3) 県の民間事業者への関与 (基本方針三2(3))
民間事業者に対する関与を必要最小限にすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、契約に次のような内容を定める。
ア 県が、民間事業者により提供される公共サービスの水準をモニタリングすることができること。
イ 県が、民間事業者から、定期的に契約の義務履行に係る事業の実施状況及び財務状況等について報告書の提出を求めることができること。
ウ 事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が生じたときには、県は民間事業者に対し報告を求めることができること。 等
- (4) リスク分担等 (基本方針三2(4))
事業に係るリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクをもっともよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決める。

(5) 事業終了時の取扱等 (基本方針三2(5))
事業終了の時期及び事業終了時における施設等の事業資産の取扱いについて明確に定める。

(6) 事業継続困難時の措置等 (基本方針三2(6))
公的サービスの安定的供給を確保するため、想定される事業の継続が困難となる事由を具体的に列挙し、事業の修復に関する方法や手段について、破綻事由に応じて具体的かつ明確に規定する。

* 事業継続困難時の措置の一つの対応として、事業者に資金を融資等する金融機関等と県との直接協定を締結する。 (基本方針三2(9))

(7) 契約の解除 (基本方針三2(7))
契約の解除条件となる事由に関し、当事者のとるべき措置について、具体的かつ明確に規定する。

10 契約議案の考え方

地方公共団体が実施するPFI事業にあつては、法第9条及び法施行令により、PFI契約の予定価格のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた金額が5億円以上となる事業については、議会の議決が必要である。

PFI契約の議決を経た場合は、改めて工事請負契約の議決(地方自治法第96条第1項第5号)及び財産の取得の議決(同法第96条第1項第8号)を得ることは不要である。(自治省自治大臣官房企画室、平成12年5月2日回答)

* PFI議案書については、別添資料集「PFI議案」参照

11 国の財政措置等

次官通知及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について(平成12年3月29日付自治調第25号自治省財政局長通知)」により、PFI事業に関しては、施設整備費相当分(金利相当額を含む)に対して次の財政措置が講じられるので留意すること。

(1) 国庫補助負担金が支出される事業

具体的に支出された国庫補助負担金の内容に応じて、県が直接実施する場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置が講じられる。

国庫補助負担金については、法第16条第1項において選定事業者に必要な財政上の支援を行うことが規定されているが、今日、具体的に制度化されていない。このため、事業部局がPFI事業の検討を進める中で、国に要望するなどの働きかけを行い、情報を把握するなどして国庫補助

負担金の導入ができるよう対応していく。

(2) 地方単独事業として実施される事業

施設の種別に応じた財政措置の仕組みのある施設の場合

当該措置の内容に準じ施設整備費相当分（金利相当額を含む。）について、県が直接整備する場合の地方債の充当率、交付税措置率等を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置が講じられる。

財政措置の仕組みのない施設（一定の要件を満たす施設に限られ、また、庁舎等の公用施設は対象外）の場合

施設整備費相当分（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し、均等に分割して一定の期間地方交付税措置が講じられる。

(3) 起債制限比率の計算対象としての債務負担行為

P F I 事業における債務負担行為にかかる支出のうち、*施設整備費や用地取得費に相当するもの等（金利相当額を含む。）公債費に準じるものについては、起債制限比率の計算の対象とされる。（次官通知第2）

* P F I 事業費の積算に当たっては、施設整備費及び用地取得費と維持管理費、運営費とを区別しておくことが必要である。

(4) 税制上の措置

税制上の措置については、法第16条において必要な税制上の措置を講じることとされており、基本方針(四1(2))においても「P F I 事業の推進のために必要な措置を検討すること」と規定している。また、各省庁においても国の平成12年度の予算要求において不動産の登記、選定事業者の商業登記に係る登録免許税の非課税の要求が行われたが、具体化されていない状況にある。

12 P F I 事業を推進するに当たっての留意事項

P F I 事業については、後年度負担が増大するとの懸念があることから、リースとP F I 事業を併せその限度額を今後5年間で、施設整備に係る残高として、概ね1,000~1,500億円とする。

なお、この限度額については、5年後に見直しを行うこととする。

13 その他の検討課題

(1) 地元企業活用の必要性

P F I 事業における契約方式は、設計から運営までを一体的に委ねるものであり、事業の性格から従来の公共事業において行われていた分離・分割発注方式ではなく、一括発注方式を採用することになる。このことが

ら、地域経済への波及効果が弱まるというような意見もあるところである。

こうしたことに対処するため、PFI事業においても地域に密着した事業や中小企業の企画力等を活かすことのできる事業を対象とするなど、地元企業のノウハウを活かせるみちを探るなどの方策を採る必要がある。

また、PFI事業にあっては、複数の事業者がコンソーシアムを組むことになるが、コストの削減を図ることが考慮され、結果として地元企業がコンソーシアムの一員として選定されるものと思われるが、選定事業者に対し、2の(3)のイにおける協力企業の把握に際して、その技術力等を勘案した上で、出来るだけ地元企業を活用するよう働きかけるものとする。

(2) WTO政府調達協定及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(特例政令)

ア WTO政府調達協定

WTOとは、平成7年1月1日をもって成立した新しい国際貿易機関である「世界貿易機関」をいい、この世界貿易機関の設立を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(「WTO協定」という。)」で定めている。

このWTO協定の附属書4に含まれている政府調達に関する協定を「WTO政府調達協定」といい、平成6年4月15日マラケシュで署名され、平成8年1月1日から適用されている。

WTO政府調達協定は、世界貿易の自由化及び拡大を図り、世界貿易を規律する国際的な枠組みを改善することを目的に、協定締結国が、政府調達の効果的な多角的枠組みの必要性を認め、政府調達に関して、国内業者の保護及び国内外の業者間の差別を行わず、手続き等を透明なものにするなど、相互主義に基づきこの協定を拡充及び改善し並びに適用範囲を拡大して、この協定締結国の拡大を図っていくことを目的としている。

この協定は、国、都道府県等が行う一定額以上の全ての物品と建設工事や設計・コンサルティング業務などの一定のサービスの調達について適用される。

なお、*この協定に該当する調達に関しては、応募企業の事業所所在地要件の設定の禁止や最低制限価格制度の利用の禁止及び随意契約の制限が課されている。

* 協定の適用対象は、別添資料集「附属書 付表4及び付表5」を参照

イ 政府調達協定の適用に関するPFI事業契約の留意点

(ア) PFI事業にあっては、公共施設等の設計、建設から維持管理及び運営を対象とするものであり、政府調達協定との関わりとしては協定の対象となる役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約を締結することとなる。

- (イ) こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が協定の対象である役務の調達契約である場合、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の役務に係る価額を含む。）が適用基準額を超える場合にこの協定の対象とされることから、PFI事業の実施に当たっては留意すること。
- (ウ) 政府調達協定の適用対象となる事業に際しては、選定した事業者に対しても、協力企業や下請け企業との契約方法や契約内容について、発注者としての県が条件付けを行うことは禁止されていることに留意すること。

政府調達協定の適用対象基準額（平成12年1月25日自治省告示第11号）	
・適用期間	平成12年4月1日～平成14年3月31日の間
・物品等の調達契約	3千3百万円以上
・特定役務のうち建設工事の調達契約	25億円以上
・特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億5千万円以上
・特定役務のうち上記以外のサービス	3千3百万円以上

- ウ 政府調達協定による入札方式の留意点
- 入札公告
- ・入札公告は、入札の40日以前に実施
 - ・入札公告は、県公報に掲載
 - ・入札公告の掲載事項中、工事の名称及び数量、入札期日、担当者指名及び所属名は、英語でも公告
- 参加資格
- 事業所所在地要件の設定は禁止
- 落札
- 最低制限価格制度の利用は禁止
- 契約
- 入札価格その他の条件を総合的に判断し、県にとって最も有利な入札を行った者を落札者として契約する。また、契約に当たり、要求水準書や条件規定書に記載しきれなかった細部を詰め、契約書をまとめていくことになるが、その過程において、落札者が契約を締結しないときは、次順位者と契約を締結することとなる。
- 結果公表
- 落札後72日以内に、県公報に次の事項について掲載
- ・落札工事名及び数量
 - ・契約事務担当部局名及び所在地
 - ・契約の相手方を決定した日
 - ・落札者名及び住所
 - ・落札金額
 - ・契約の相手方を決定した手続
 - ・入札の公告を行った日

・その他必要な事項

総合評価方式における事項

- ・学識経験者2名以上からの事前の意見聴取事項
総合評価方式採用の適否、落札者決定基準、落札者の決定
- ・総合評価方式に係る事前公告事項
総合評価方式による入札実施、落札者決定基準

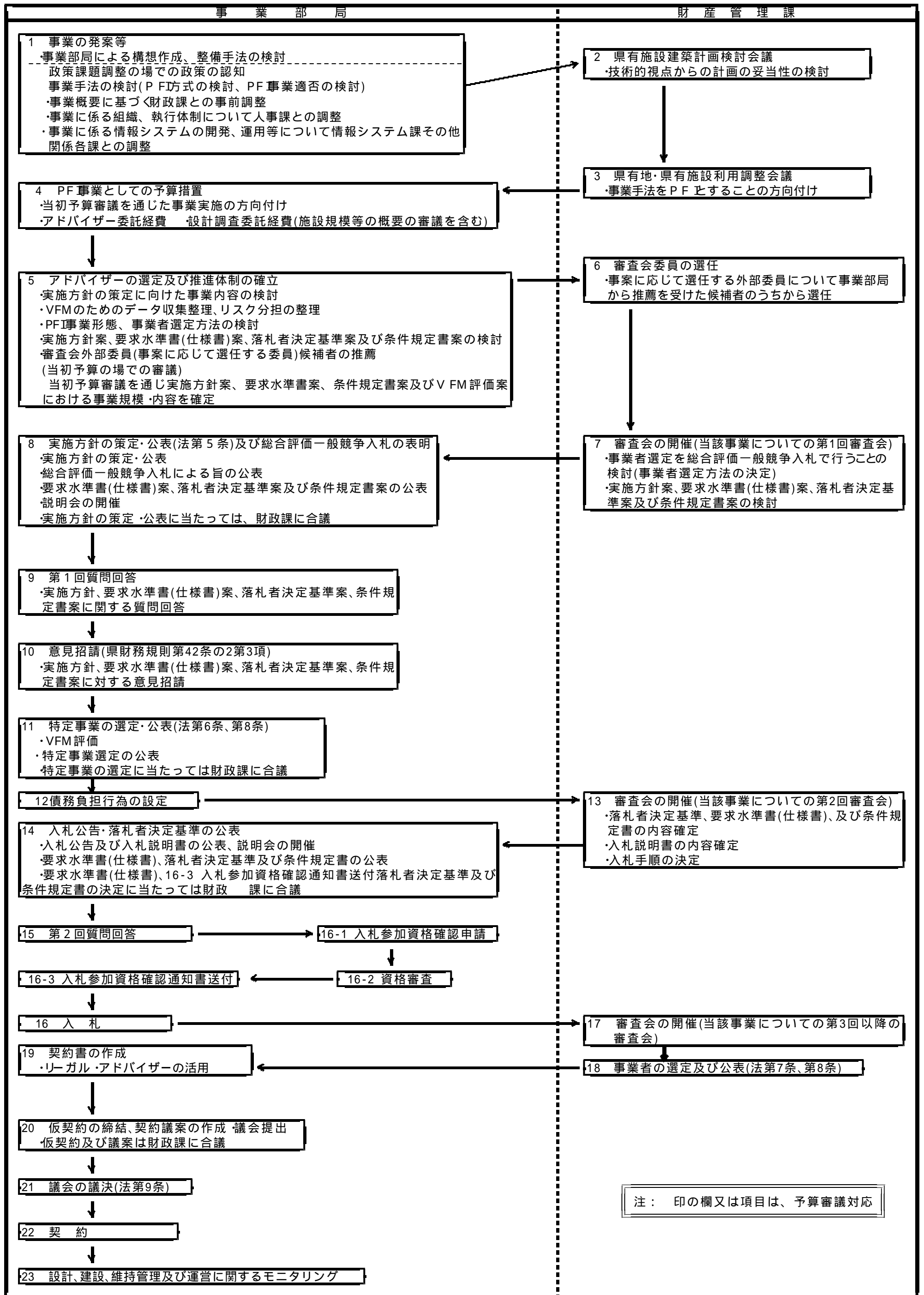
14 P F I 事業における事業部局との役割分担

P F I 事業の実施に当たっては、P F I 事業としての全体の枠組みについては財産管理課で所掌することとし、各段階における事業担当課との役割分担は次のとおりである。

事業手順	事業部局	財産管理課等
事業の発案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要の作成 ・P F I 事業適用の検討 (V F M 評価、事業計画等) ・調査設計費等予算要求 ・アドバイザー契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・P F I 事業計画策定、V F M 評価検討等への支援 ・施設建設費の見積もり等の技術的支援 *
実施方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の策定・公表 ・仕様書案の作成 ・落札者決定基準案の作成 ・条件規定書案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針等作成の支援 *
客観的な評価・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・V F M 評価のためのデータ収集・積算 ・V F M の検証・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・V F M 評価のためのデータ収集 * ・積算の指導 *
特定事業の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業選定の事務手続 	
事業者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・公募手続、入札説明書の作成、契約書(案)の作成 ・審査会資料の作成 ・契約書の検討、作成、締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書作成の指導 * ・契約書(案)作成の指導 * ・審査会の設置・運営 * ・応募者審査の技術支援 * ・契約書作成の支援
債務負担行為設定	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の設定 	
議会の議決	<ul style="list-style-type: none"> ・契約議案の提出 	
契約	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の締結 	
事業開始以後	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた建設・工事のモニタリング ・事業者のサービス提供のモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事モニタリングの技術支援 * ・モニタリング計画作成支援

注 財産管理課等欄の「*」の付いた業務は、財産管理課、建築工事課、建築設備課の3課が協力して実施する。

P F I による事業手順の流れ



注： 印の欄又は項目は、予算審議対応

P F I による事業手順

P F I 事業は、次の手順により実施するものとする。

1 事業の発案

(1) 事業部局による発案事業

「かながわ新総合計画 2 1」に掲げられた事業及び毎年の政策課題調整の場で施策としての認知を受けた事業や検討中の事業のうち、法第 2 条に規定された事業については、事業部局は財産管理課と協議のうえ P F I 手法の適性を検討し、その結果をもとに、県有地・県有施設利用調整会議等の場において、事業手法について P F I の手順により検討を進めるか否かの方向付けを得る。

なお、法第 2 条は対象事業を例示したものであり、施設整備に限らず、ソフト的な事業についても P F I の手法が活用可能となるので留意すること。事業部局における事業検討の際の手順は次のとおりである。

ア 事業部局は、「かながわ新総合計画 2 1」に掲げられた事業及び毎年の政策課題調整の場で施策の認知を受けた事業について、事業内容、事業規模、年次計画などをもとに、民間事業者に事業の実施を委ねることの可否、委ねる事業範囲、概略の財政資金の効率性など、「事業部局による P F I 方式検討シート」により、7 ページに示された 9 つの視点等の検討を行い、P F I 事業の適否の意見を添えてその結果を財産管理課に報告する。

なお、事業部局において、P F I 手法の可能性についての検討会等を開催する場合には、財産管理課は必要に応じ職員を参加させるなどの支援を行う。

この事業検討の段階で事業部局は、財政課との事前の調整を図るとともに、事業に係る組織、執行体制について人事課との協議を実施する。

また、事業対象に情報システムの開発、運用が含まれる場合は情報システム課と協議する等、事業に係る各課との調整を図る。

イ 財産管理課は、県有地・県有施設利用調整会議に諮り、P F I 事業での適否の方向性を得るものとする。

ウ 県有地・県有施設利用調整会議において P F I 事業として実施することが適当であるとの方向性を得たときは、事業部局において、P F I 事業としての予算措置を行い、予算審議を通じて事業実施の方向性を得て、実施方針の策定等、P F I 事業手続の開始に向けた手続きに着手する。

* 「事業部局による P F I 方式検討シート」については、46 ページ参照

(2) 民間事業者からの提案による事業

法においては、民間事業者の発案による事業も想定しており、P F I 事業に係る民間事業者からの発案について、県の事業計画との整合性、公共事業としての妥当性・必要性、前記 9 つの視点からの適性を検討し、できる限り県の施策に沿うよう調整を行った上で、実施することが適当であると認められる事業については積極的に取り上げていくこととする。

なお、民間事業者の提案については、できる限り県の施策に沿うよう調整を行い、活用に努めることとする。

民間事業者から事業の提案がなされた場合の手順は、次のとおりとする。

ア 民間事業者からの提案の受付は、財産管理課を窓口として行い、同課において、提案内容に係る事業部局に提示する。

イ 事業部局は、民間事業者から提案された事業について、県の事業計画との整合性や提案事業内容についての公共事業としての妥当性・必要性、9つの視点などの検討を行い、PFI事業として実施することの適否の意見を添えて財産管理課に報告する。

事業部局においてPFI事業として実施することが適当と判断した事業については、事業部局による発案事業と同様に、政策課題調整等施策認知のための手続や予算審議を通じた事業実施の方向付け等、施策事業としての実施手続及びPFI事業の実施手続を進める。

ウ 事業部局が民間事業者から提案された事業をPFI事業として取り上げないと判断した場合、財産管理課は、速やかに提案者にその旨を通知するとともに、提案事業者の権利その他正当な利益及び県の公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、次の事項を適切な時期に公表するものとする。

- ・ 提案事業案の概要
- ・ 県の判断結果及び理由の概要

2 県有施設建築計画検討会議

県有地・県有施設利用調整会議に諮るPFI事業については、その建築計画について、技術的視点から計画の妥当性の検討を行い、その結果を県有地・県有施設利用調整会議における検討につなげる。

* 参考資料「県有施設建築計画検討会議の設置及び運営に関する要綱」参照

3 県有地・県有施設利用調整会議

事業部局の検討をもとに、次のような観点から、PFI事業としての計画、内容等の検討を進め、PFI事業としての方向づけを行う。

- (1) 事業の内容が、PFI事業として相応しいものか。(7ページ 1(1)「対象事業の考え方」の項に記載しているPFI事業の適性をはかる9つの視点を参照)
- (2) PFI事業として民間事業者に委ねる範囲が適切かどうか。
- (3) 民間事業者の参入の可能性はあるかどうか。

* 参考資料「県有地・県有施設利用調整会議の設置及び運営に関する要綱」参照

4 PFI事業としての予算措置

県有地・県有施設利用調整会議において、PFI事業として進める方向性が示された事業については、予算審議を経てPFI事業として実施することの方向付けを得て、事業として推進していくこととなる。

事業部局においては、事業推進に当たり事業規模、事業内容について予算審議を受けると同時にアドバイザー経費等の予算措置を行う。

(1) PFI事業としての予算措置

- ・ 事業を実施することの方向付けを得るため、事業規模・内容についての審査を受ける。

(2) アドバイザー委託経費

- ・ ファイナンス、リーガル、テクニカルの3種の業務についてのアドバイザーが必要であることに留意する。
- ・ 委託の形態としては、3種の業務を一括して委託することが一般的であるが、調査設計の委託としてテクニカルアドバイザーの部分を分割して発注することも可能である。

(3) 調査設計委託経費

- ・ 調査設計については、テクニカルアドバイザーに併せて委託することが一般的である。

5 アドバイザーの選定及び推進体制の確立

事業部局はアドバイザーを選定するとともに財産管理課、建築工事課及び建築設備課を合わせた推進体制を確立し、実施方針の策定等法に定める手続等を進める。

事業部局は、実施方針の策定等PFI事業実施のために要求される手続きの準備等の作業を進め、予算審議において事業規模・内容を確定するため、実施方針案、要求水準書案、条件規定書案及びVFM評価案などの整理・調整を進めることとする。

アドバイザーの選定に当たっては、原則として入札方式等競争性を確保したものとする。

[委託内容]

- (1) 実施方針の策定に向けた事業内容の検討
- (2) VFM評価のためのデータ収集・整理、リスク分担の整理
- (3) PFI事業形態の検討
- (4) 入札説明書（募集要項）、要求水準書（仕様書）案の作成
- (5) 落札者決定基準案、条件規定書案の作成
- (6) 審査会外部委員（事案に応じて選任する外部委員）の人選

* アドバイザーについては、11ページ「 2（1）アドバイザーの活用」の項を参照

6 審査会委員の選任

- (1) 事業部局は、財産管理課に対し当該事業に関する専門分野における学識経験者を委員の候補者として推薦する。
事業部局からの推薦は、概ね実施方針公表の3か月前までに行う。
- (2) 財産管理課は、事業部局から推薦された候補者の中から適当と思われる者を委員として選任する。

* 審査会委員については、23ページ「 7(4)ウ 審査会の組織 エ 審査会の委員の構成」の項を参照

7 審査会の開催（当該事業についての第1回審査会）

- (1) PFI事業の事業者選定を総合評価一般競争入札で行うことの適否を検討
- (2) 実施方針案、要求水準書（仕様書）案、落札者決定基準案及び条件規定書案に関する意見聴取

* 審査会の事務局には、事業部局、建築工事課及び建築設備課も加わる。

* 審査会の所掌事務については、24ページ「 7(4)カ 審査会の所掌事務」の項を参照

8 実施方針の策定・公表（法第5条）及び総合評価一般競争入札の表明

事業部局は、PFI事業としての実施方針を策定・公表し、同時に総合評価一般競争入札により事業者を選定することを表明し、要求水準書案、落札者決定基準案(審査基準)及び条件規定書案を公表する。

この公表に併せ、説明会を開催する。

実施方針の策定等に当たっては財政課に合議する。

(1) 実施方針（法第5条）

ア 実施方針の策定に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 事業範囲の明確化
- (イ) しっかりした事業スキームの構築
- (ウ) 県と民間事業者とのリスク分担の洗い出し
- (エ) 基本方針や本指針との整合性チェック
- (オ) 法律的な問題の有無につきチェック（弁護士との相談）

イ 実施方針に記載すべき事項（法第5条第2項）は次のとおりである。

- (ア) 特定事業の選定に関する事項
- (イ) 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- (ウ) 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項
- (エ) 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- (オ) 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- (カ) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- (キ) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- (ク) その他特定事業の実施に関し必要な事項

- * 実施方針については、17ページ「 4 実施方針の策定」の項を参照
- * 実施方針の策定に当たっては、別添資料集「実施方針」を参照

(2) 総合評価一般競争入札の表明

実施方針において事業者の選定方法を総合評価一般競争入札とした場合は、次の事項・資料を公表する。特に、及びについては、必ず実施方針と同時に公表する。

総合評価一般競争入札により事業者を選定する旨の表明
要求水準書（仕様書）案
落札者決定基準案
条件規定書案

要求水準書（仕様書）案、落札者決定基準案及び条件規定書案の作成に当たっての留意点は次のとおりである。

ア 要求水準書（仕様書）案は、PFI事業において県が要求するサービス水準を示したものであり、民間事業者による提案内容の検討に不可欠なものであることから、必ず実施方針と同時に公表する。

なお、要求水準書（仕様書）案は、性能発注に基づいたものとなるため、完成状態の定義（要求水準）を示すことが必要である（維持管理業務については、文章によってどのように表現していくかが難しいが、なるべくわかりやすいように工夫する必要がある）。

要求水準書案（仕様書案）の記載例は、次のとおりである。

[体育館の場合]

- 1 グラウンドとの位置関係に配慮する。
- 2 災害時は一時避難場所として機能する施設とする。
- 3 規模については、次のとおりとする。
バレーコート（公式）2面、バスケットコート（公式）1面が確保できるアリーナを有する施設とする。
- 4 施設内容については、次のとおりとする。
アリーナはバレーボールの公式試合に対応可能とし、天井の高さは最低12.5メートルは確保する。
アリーナの上部にはランニングコースを設ける。
アリーナのバスケットボールコートは造り付けとし、電動昇降式とする。
器具庫は、アリーナ面積の15パーセント程度の広さを確保し、使いやすい配置とする。
トレーニング室はアスレチック全般と体力測定が行える仕様とする。
トイレ・シャワー室はアリーナ規模に見合った組数を確保する。男女の割合は男3割、女7割程度とする。身障者用は男女各1か所確保する。
また、屋外スポーツ施設との共用化がしやすい配置とする。

イ 落札者決定基準案は、民間事業者による提案内容の検討の際、その方針に影響を与えることから、実施方針の公表と同時に公表することが望ましいが、困難な場合は、入札公告時までに公表する。

ウ 条件規定書案は、県と民間事業者との間で締結される契約書の骨子である。県がPFI事業を実施するに当たっての契約条件の根幹をなすものであり、民間事業者による提案内容の検討の際、その方針に影響を与えることから、実施方針の公表と同時に公表することが望ましいが、困難な場合は、入札公告時までに公表する。

条件規定書案の項目は、概ね次のとおりである。

- (ア)用語の定義
- (イ)事業の概要
- (ウ)設計・建設請負・売買
- (エ)維持管理
- (オ)法令変更等
- (カ)契約期間及び契約の終了
- (キ)表明保証及び誓約
- (ク)税金
- (ケ)不可抗力
- (コ)その他
- (サ)株主の誓約
- (シ)銀行団との協議

- * 1 要求水準書（仕様書）案の作成に当たっては、別添資料集「要求水準書案」参照
- 2 条件規定書案の作成に当たっては、別添資料集「条件規定書案」参照

(3) 説明会の開催

当該PFI事業の実施の概要及び事業者選定方式(総合評価一般競争入札の概要)を説明し、民間事業者からの質問回答及び事業に対する民間事業者の意見を聴取して事業に反映するため意見招請の手続を説明する。

9 第1回質問回答

第1回質問回答に当たっての留意点は次のとおりである。

- ・ 実施方針の公表から質問受付までの期間及び質問受付締切りから回答までの期間は、少なくともそれぞれ2週間以上確保するものとし、民間事業者と県の双方にとって十分な検討が行える期間を設定する。
- ・ 質問及び回答に当たっては、公平性、透明性を確保するため、すべて書面により行い、その内容は民間事業者独自のノウハウに係る事項等を除き、原則としてすべての民間事業者に公開する。

- * 第1回質問回答は、実施方針、要求水準書（仕様書）案、落札者決定基準案及び条件規定書案に対する民間事業者の疑問点解消のために行うもので、次に示す意見招請とは異なり、民間事業者側の意見を求める手続ではないことに留意する。

10 意見招請（県財務規則第42条の2第3項）

第1回質問回答後、十分な期間を置いた後に、民間事業者に対し、実施方針、要求水準書（仕様書）案、落札者決定基準案又は審査基準案及び条件規定書案について意見を述べる機会を設けるため、意見招請を行う。

意見招請の手続は、総合評価一般競争入札を採用する場合、要求水準書（仕様書）案については必ず行わなければならないこととされている（県財務規則第42条の2第3項）が、実施方針、落札者決定基準案及び条件規定書案についても、民間事業者の意見を聴取し、当該意見を参考とした上で見直すことができるものであることに留意する。

意見招請に当たっては、その期日の前日から起算して30日前までに神奈川県公報により公示しなければならない（県財務規則第42条の2第4項）とされている。一般的には、実施方針を公表する時期に併せて公示することが望ましい。

11 特定事業の選定・公表（法第6条、第8条）

PFI事業として実施することにより、公共施設等の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できるか否かの判断を行い、実施方針を定めた事業についてPFI事業による実施を決定する（法第6条）。

事業に関する客観的評価（VFM評価）を行い、PFI事業とすることが適当とされた事業を特定事業として選定して公表する（法第8条）。

VFMの具体的検証に当たっては、県が直接実施する場合及びPFIで実施する場合の前提条件を整理し、次の作業を行う。

(1) コスト算出による定量的評価

県が直接実施する場合のコスト（PSC）とPFIで実施する場合に県が負担するコストとの比較

(2) 事業者へ移転するリスク調整（定量・定性的評価）

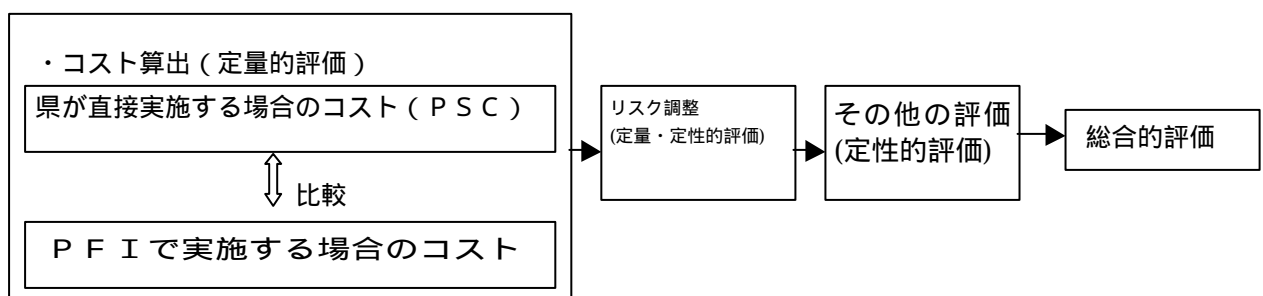
民間事業者へ移転されるリスクの洗い出しの検討及び価格への換算

(3) PFI事業として実施することの定性的評価

PFI方式で事業を実施した場合の便益の検討

(4) 総合的な評価

[VFM評価の流れ]



公表に際しては、P S C と P F I との各評価項目ごとの結果における最終金額を明らかにすること。

- * 特定事業の選定については、18ページ「 5 特定事業の選定」の項を参照
- * 特定事業の選定の公表に当たっては、別添資料集「特定事業の選定」を参照
- * V F Mについては、18ページ「 5 (1) V F Mに当たっての考え方」の項を参照
- * V F Mの検証に当たっては、別添資料集「神奈川県立保健医療福祉大学（仮称）特定事業の選定（要約）（バリュー・フォー・マネー（V F M））」を参照

12 債務負担行為の設定

債務負担行為の設定に係る留意点は次のとおりである。

(1) 設定時期

総合評価一般競争入札においては、入札公告前に、債務負担行為の限度額を設定する。

設定年度中に P F I 契約が締結できなかった場合

入札準備や入札公告後の審査に時間を要し、設定年度中に契約の議案を提出することができなかった場合は、当初の債務負担行為は失効し、改めて翌年度に債務負担行為を新規に設定する。

債務負担行為の変更の必要が生じた場合

当初設定した債務負担行為に基づいて、P F I 事業者が設計作業等を行った結果、限度額や設定期間の変更等の必要が生じることも想定されるが、原則として、当初の債務負担行為の変更はできないので留意する。

契約書の条件に規定された金利の変動等により、債務負担行為の限度額や設定期間の変更を行う必要がある場合には、新規に債務負担行為の設定を行う。

(2) 限度額

債務負担行為の限度額は、施設の建設のみの金額ではなく、P F I 事業の実施期間全体の運営、維持管理（修繕を含む）の経費を含めた総額（現在価値ではなく名目値）で設定する。

総合評価一般競争入札においては、入札公告前までに、事業期間における実際に県の支出が見込まれる総額で設定することに留意すること。

(3) 設定期間

P F I 契約期間（設計期間等を含む事業期間）とする。

(4) 名称

「 特定事業費」とする。

なお、P F I 事業を指す「予算に関する説明書」上の事業名についても、事業期間全体の総事業費を包含する事業名として「 特定事業費」という名称を用いる。

- * 債務負担行為設定については、25ページ「 8 「債務負担行為設定の考え方」参照）

13 審査会の開催（当該事業についての第2回審査会）

- (1) 落札者決定基準、要求水準書（仕様書）及び条件規定書の内容を確定する。
- (2) 入札説明書の内容を確定し、入札手順を決定する。

審査会委員については、23ページ「 7(3)ウ 審査会の組織 エ 審査会の委員の構成」の項を参照

* 審査会の所掌事務については、24ページ「 7(3)カ 審査会の所掌事務」の項を参照

14 入札公告・落札者決定基準の公表（地方自治法施行令第167条の10の2）

- (1) 以下の書類を決定し、公告・公表する。

入札説明書
要求水準書（仕様書）
条件規定書
落札者決定基準

- (2) 説明会を開催し、質問の受付を表明する。

* 入札公告においては、通常の一般競争入札において公告対象となっている事項のほか、総合評価一般競争入札による旨及び落札者決定基準も併せて公告を行うことと規定されている（地方自治法施行令第167条の10の2第5項）ので留意すること。

15 第2回質問回答

質問回答に当たっての留意点は次のとおりである。

- ・ 入札公告から質問受付までの期間及び質問受付締切りから回答までの期間は、少なくともそれぞれ2週間以上確保するものとし、民間事業者と県の双方にとって十分な検討が行える期間を設定する。
- ・ 質問及び回答に当たっては、公平性、透明性を確保するため、すべて書面により行い、その内容は民間事業者独自のノウハウに係る事項等を除き、原則としてすべての民間事業者に公開する。

* 1 第2回質問回答は、入札説明書、要求水準書（仕様書）、落札者決定基準及び条件規定書に対する民間事業者の疑問点解消のために行うものである。

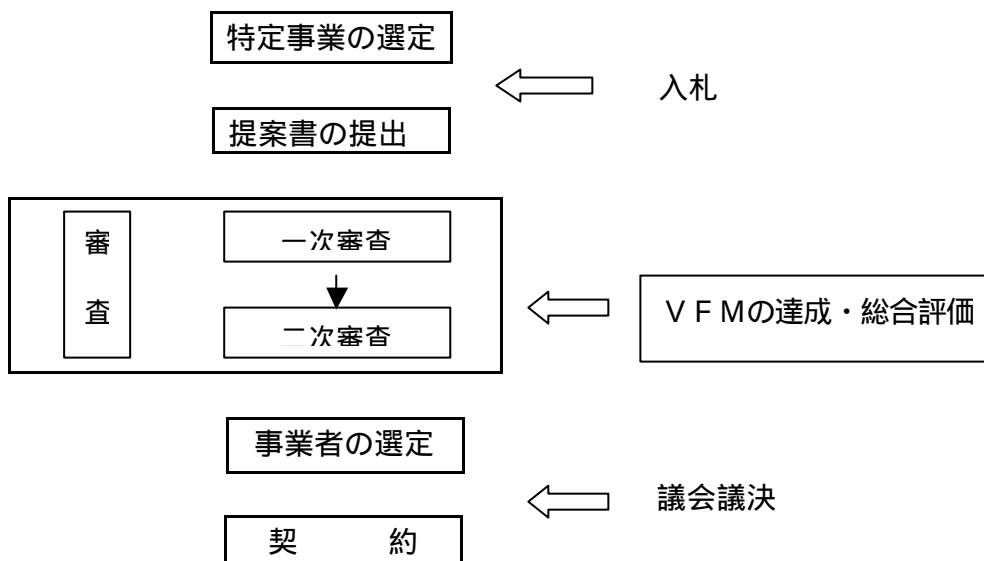
2 第2回質問回答は、入札説明書（募集要項）に関する質問回答で、前記第1回質問回答とは異なる趣旨であるから、必ず実施する。

16 入札

入札公告で示す手順等に従って実施する。

- * 地方公共団体が実施する総合評価一般競争入札による入札手続については、まだ事例がなく、本県においても実施に向けて検討中であるが、自治省の「PFI研究会報告書」（平成11年3月）においては、PFIの事業者選定方法に総合評価一般競争入札を用いた場合として、次のような手順が想定されている。

[想定される総合評価一般競争入札の手順]



17 審査会の開催（当該事業についての第3回以降の審査会）

審査会において事業者からの入札書類又は提案書類を審査の上、最も有利な提案者又は最も優秀な提案をした者を選定事業者（落札者又は優秀提案者）として選定する。

この審査会において、事業者の選定がなされるため、特に透明性、公平性を確保した審査が十分なされるよう、審査会の開催に当たっては次の点に留意する。

- ・ 審査は、入札公告又は募集公告の公表時に提示した落札者決定基準に従って行なわれるものであること。
- ・ 審査に当たっては、事業部局、建築工事課、建築設備課も事務局に加わり、財産管理課と一体となって審査支援業務に携わること。

- * 総合評価一般競争入札においては、落札者を決定しようとするときには、複数の学識経験者の意見を聴かなければならないとされている（地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び同法施行規則第12条の3第1項第2号、第2項）が、審査会委員に諮ることによってこれに代えるものとする。

- * 審査会の所掌事務については、24ページ「7(3)カ 審査会の所掌事務」の項を参照

18 事業者の選定及び公表（法第7条、第8条）

- (1) 選定された落札者と契約交渉を行った結果、合意に達した事業者を選定事業者として決定したときは、速やかに公表する（法8条）。

* 落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に神奈川県公報により公示しなければならないと規定されている（県財務規則第42条の5第1項）ので、留意する。

なお、公示前においても審査会から審査結果についてのみ公表するなどの工夫に努める。

19 契約書の作成

契約書の作成に当たっては、条件規定書の内容を変更しない範囲内において条件規定書をもとに契約の細部の調整を行う。

契約書の作成にあたっては、民間事業者側の代理人である弁護士との調整が中心となるため、県側もアドバイザー（特にリーガル・アドバイザー）を十分活用すること。

契約書の内容は、条件規定書の内容が骨子となるもので、次に例示するような県と事業者との間の権利義務関係をすべて具体的かつ明確に規定する必要がある。

ア 事業実施に係る責任とリスクの分担

イ 契約当事者（県及び事業者）双方の負う債務の詳細及び履行方法等

- ・ 事業者により提供されるサービスの内容と質
- ・ 事業者により提供されるサービス水準の測定と評価方法
- ・ 県が支払うべき金額とその算定方法

ウ 県の事業者への関与（関与は必要最小限にとどめることが前提）

- ・ 事業者により提供されるサービス水準のモニタリング
- ・ 事業者からの契約の義務履行に係る事業の実施状況及び財務状況等の報告
- ・ 事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が生じた場合の事業者からの報告

エ 事業終了時の措置

- ・ 事業終了の時期及び事業終了時における施設の事業資産の取扱い

オ 事業継続困難時の措置

- ・ 想定される事業の継続が困難となる事由（具体的に列挙する）及び事業の修復に関する方法や手段

カ 事業破綻時の措置

キ 契約の解除事由及び契約当事者のとるべき措置

20 仮契約の締結、契約議案の作成・提出

選定事業者と仮契約を締結する。

P F I 事業における契約金額のうち、維持管理、運営等に関する金額を除い

た金額が5億円以上となる事業は、選定された特定事業者との契約の前に、PFI事業契約の締結議案を議会に提出する。

21 議会の議決（法第9条）

PFI事業における契約金額のうち、維持管理、運営等に関する金額を除いた施設整備費の元金相当額が5億円以上となる事業は、選定された特定事業者との契約の前に、PFI事業契約の締結議案を議会に提出し、議会の議決を得る（法第9条、次官通知第1-3）。

なお、PFI契約の議決を経た場合には、改めて工事請負契約及び財産の取得に係る議決を経ることは不要である。

* PFI契約議案のフォームについては、別添資料集「PFI議案」を参照

22 契約

選定事業者と選定事業に係る契約を締結する。

23 設計、建設、維持管理及び運営に関するモニタリング

県は、特定事業者の提供するサービス（設計、建設、維持管理及び運営）のモニタリングを行い、サービス提供の対価を支払う。

部局名 _____

事業名：

事業概要	内 容	
	規 模	
	施 設 概 要・規模等	
	年次計画	
PFI事業としての適性をはかる視点からみた検討	<ul style="list-style-type: none"> (1) プロジェクトの領域が明確 (2) 運営収入が見込める (3) 業績 (アウトプット) の計測が容易 (4) 建設段階より運営段階の比重が高い (5) 設計段階から民間事業者の創意工夫が可能 (6) 民間事業者が資産を取得した場合、他の用途に転用可能 (7) 民間事業者が実施に当たり、適切にリスクをコントロール可能 (8) 事業環境の変動が激しい (9) 県が直接実施した場合に、財政上の負担が大きい 	
民間事業者に委ねることが可能な事業範囲の検討		
事業形態の選定の検討 (適当と思われる整備手法)	<ul style="list-style-type: none"> (1) サービス購入型 (2) 独立採算型 (3) ジョイントベンチャー型 (4) その他 	

事業手法の選定の検討	(1) B O T方式 (2) B T O方式 (3) B O O方式 (4) その他	
財政資金の効率性からの検討		
当該事業に係る現行国庫補助負担制度の検討	現行制度の概要	
	P F I への適用可能性の動向	
当該事業に係る P F I 実施に当たっての規制	現行規制の概要	
	P F I 実施に向けての規制緩和の動向	
民間事業者に事業を委ねることの適否に関する部局意見		

(注) 関係資料を添付してください。